

住宅宿泊事業における区収集の利用に関する申出書

年 月 日

住所	
住宅宿泊事業者 氏名 (商号又は名称)	
電話番号	

住宅宿泊事業に伴う一般廃棄物に関し区による収集を希望します。

1 住宅宿泊施設

営業開始予定日	年 月 日						
所在地	新宿区						
建物名称							
建物の種類	<input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> 寄宿舍						
規模等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">建物全体の戸数</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">戸</td> <td style="width: 25%;">事業に供する戸数</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">戸</td> <td style="width: 20%;">最大宿泊者人数</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">人</td> </tr> </table>	建物全体の戸数	戸	事業に供する戸数	戸	最大宿泊者人数	人
建物全体の戸数	戸	事業に供する戸数	戸	最大宿泊者人数	人		
事業形態	<input type="checkbox"/> 家主同居型 <input type="checkbox"/> 家主居住型 <input type="checkbox"/> 家主不在型・管理委託型						

2 住宅宿泊管理業者(家主不在型・管理委託型の場合)

所在地		登録番号	
氏名 (商号又は名称)		緊急連絡先	

3 廃棄物保管場所

保管場所	<input type="checkbox"/> 住宅宿泊施設の敷地内 (<input type="checkbox"/> 室内 ・ <input type="checkbox"/> 屋内 ・ <input type="checkbox"/> 屋外) <input type="checkbox"/> その他 ()
保管方法	<input type="checkbox"/> ポリ容器 <input type="checkbox"/> その他 ()

4 廃棄物処理関係

処理方法	集積所	所在地	新宿区
		目標物	
	利用状況	<input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業者専用(家主と共用を含む) <input type="checkbox"/> 既存集積所共同利用	
	排出担当者	<input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業者 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊管理業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 集積所位置図 <input type="checkbox"/> その他()	

※ 住宅宿泊事業者は、この申出書の内容に変更等があったときは、申出先の清掃事務所・清掃センターと協議を行うようお願いいたします。

区 処 理 欄	新宿清掃事務所・清掃センター	備考

宿泊施設から発生する廃棄物に関する確認事項

- 区の収集を利用できる事業者である。
- 住宅宿泊施設から発生する資源・ごみ(粗大ごみを除く)は、区の分別方法・ルールに従って排出する。
- 住宅宿泊施設から発生する資源・ごみは、新宿区の「事業系有料ごみ処理券(有料シール)」を貼付して排出する。
- 宿泊者の粗大ごみは、処理許可業者へ委託により処理する。
- 住宅宿泊施設から発生するごみと家主のごみが混在しないように排出する。(家主同居型・家主居住型)
- ごみの保管場所、資源・ごみ集積所(以下、「集積所」という。)の位置は、近隣の方に迷惑の掛からない場所である。
- ごみの保管方法は、雨水・カラスやねずみ、衛生害虫の被害などによる悪臭、飛散、流出などが生じないように保管し、常に保管場所及び集積所を定期的に清掃するなど衛生的な状態に保てる体制を整えている。
- 住宅宿泊施設から発生する資源・ごみの排出は、宿泊者に行わせず、住宅宿泊事業者(住宅宿泊管理業者)が自らの責任で行う。
- 資源・ごみを長時間保管することなく、適宜、収集曜日に合わせて排出する。
- 新たに集積所を設置する場合(位置等の変更を含む)は、区が別に定める手続きを行ったうえで確認を得ている。
既存の保管場所や集積所を利用する場合は、既存の集積所利用者から共同利用について承諾を得ている。また、
- 住宅宿泊事業者の共同利用を知らなかった集積所利用者から問い合わせがあった場合には、共同利用について当該利用者と協議を行う。
- 私有地・私道上において集積所を設置した場合、関係者等からの承諾を得ている。
- 住宅宿泊施設から発生する廃棄物に関する苦情等に対して誠意をもって対応する。